

王寺町自治会協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政運営に協力する自治会に対し、その活動を促進する取組みを支援することにより、住民自治の振興に寄与するため、予算の範囲内において自治会協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「自治会」とは、より良い地域社会の形成、維持及び発展に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている任意の団体であって、町に自治会として届出されているものをいう。

(協力金の交付)

第3条 町は、自治会に対して協力金を年1回交付する。

(交付対象の自治会)

第4条 協力金の支給対象となる自治会は、次の各号のいずれにも該当する自治会とする。

- (1) 構成世帯数は、概ね10世帯以上であること
- (2) 当該自治会の区域内に住所を有する者が構成員となることができること
- (3) 規約等を定めていること
- (4) 民主的な運営を行っていること
- (5) 特定の政党、宗教及び営利を目的とする団体のために活動していないこと

(交付対象の活動)

第5条 協力金は、自治会の行う次に掲げる活動に対して交付するものものとする。

- (1) 町との連携及び連絡調整に関すること
- (2) 町及び関係機関の発行物の配布に関すること
- (3) 町が主催する行事への町民の参加促進に関すること
- (4) 自治会内の交流を深めるコミュニティ醸成に資すること

(協力金の額等)

第6条 協力金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 年度の途中において新たに設立された自治会については、設立年度の翌年度から交付するものとする。

3 協力金は、当該自治会の指定する金融機関の自治会名義の口座に振り込むものとする。

(協力金の交付申請)

第7条 協力金の交付を受けようとする自治会は、王寺町自治会協力金交付申請書兼振込依頼書（様式第1号）を指定された期日までに町長に提出しなければならない。

(協力金の交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し王寺町自治会協力金支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

(協力金の返還)

第9条 町長は偽りその他不正な手段により協力金の交付を受けた自治会があるときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	金額 (年額)
均等割額	52,500円
加算額	世帯数に480円を乗じて得た金額
環境衛生費	14,000円

備考 世帯数は毎年度1月1日現在の自治会加入世帯数とする